

【平成31年度予算資料】

地方消費税交付金(社会保障財源化)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

平成31年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	5,161 千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	97,577 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

区分	事業名等	平成31年度予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	12,937	5,375	3,509		151	245	3,657
	高齢者福祉事業	5,221					327	4,894
	児童福祉事業	7,590					476	7,114
	高齢者医療事業	11,589					726	10,863
	その他	10,000					627	9,373
	小 計	47,337	5,375	3,509	0	151	2,400	35,902
保健衛生	予防事業	5,405					339	5,066
	母子衛生事業	2,071		153			120	1,798
	国民健康保険事業(直営診療)	0					0	0
							0	0
	その他	839					53	786
	小 計	8,315	0	153	0	0	512	7,650
保険・医療	国民健康保険事業(繰出金)	5,200	665	2,019			158	2,358
	介護保険事業(繰出金)	27,525	152	76			1,711	25,586
	後期高齢者医療事業(繰出金)	9,200		3,126			381	5,693
	小 計	41,925	817	5,221	0	0	2,249	33,638
合 計	97,577	6,192	8,883	0	151	5,161	77,190	

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の17分の7に相当する額とする。

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の割合に応じて按分して充当している。